

新総合計画における市民参加のしくみについて

基本構想及び第1期実行計画の策定過程

- 学識経験者等で構成する『総合計画策定検討委員会』とあわせて市民代表で構成する『総合計画市民会議』を設置し議論を重ねるとともに、タウンミーティングや市民説明会を開催し、市民への説明や意見交換等を行いました。
- また、ホームページや市政だよりを活用して検討経過等についての情報提供を行うとともに、アンケート等を実施し、市民からの意見の集約を行いました。
- 経過及びその過程における市民参加の取組については、次のとおりです。

主 な 経 過	市 民 参 加 の 取 組			
<p>2003（平成15）年度</p> <p>「新総合計画策定に向けた基本方針」公表（8月）</p> <p>総合計画策定推進本部（庁内策定体制）設置（10月）</p> <p>総合計画策定検討委員会設置（10月）</p> <p>総合計画市民会議設置（11月）</p>	<p>タウンミーティング開催（市内3回、都内1回開催）（11月）</p>		<p>総合計画オンライン開設（11月）</p>	
<p>2004（平成16）年度</p> <p>「総合計画策定作業中間報告」公表（4月）</p> <p>「新総合計画基本構想素案」公表 市議会全員説明会開催（7月）</p> <p>「構想素案の実現に向けた政策体系と主な取組」公表（11月）</p> <p>「基本構想」議決・告示（12月）</p> <p>「新総合計画素案」公表（2月）</p> <p>「新総合計画」策定（3月）</p>	<p>「総合計画策定作業中間報告」市民説明会開催（23回開催）（5～6月）</p> <p>市政だより（特別号）の発行（9月）</p> <p>タウンミーティング開催（各区ごと7回開催）（9～10月）</p>	<p>中間報告に対する意見募集箱設置（区役所）</p> <p>基本構想素案に対する意見募集箱設置（区役所）</p>	<p>総合計画オンラインを通じた意見募集・アンケート</p>	<p>市民意見常時受付</p>

川崎市総合計画策定検討委員会

(1) 設置要綱

(目的及び設置)

第1条 社会を取り巻く環境や構造が大きく変動する中で、これからの川崎の目指すべき方向やそのための取組内容を明らかにする新たな総合計画を策定するため、川崎市総合計画策定委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 新たな総合計画の策定に係る意見具申及び助言に関すること。
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者等のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成17年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長それぞれ1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数をもって開催することとする。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

- 2 委員会は、審議のため必要があると認めるときは、総合計画市民会議から委員の出席を求めることができる。

(部会)

第8条 委員会は、専門的な領域を検討するため別に部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総合企画局において処理する。

(設置期間)

第10条 委員会は、新たな総合計画の策定終了時までとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成15年9月10日から施行する。

(2) 委員名簿

(敬称略・五十音順)

氏 名	分 野	役 職 等
う つみ ふさ こ 内 海 房 子	経 営	NECソフト(株)執行役員
おお にし たかし 大 西 隆	都市計画	東京大学教授
か とう さぶ ろう 加 藤 三 郎	環 境	NPO法人 環境文明21代表理事
か とう ひと み 加 藤 仁 美	まちづくり	東海大学助教授
しば た より こ 柴 田 頼 子	教 育	鷗友学園常務理事
しま だ まさ ひこ 島 田 雅 彦	文化・芸術	作家、法政大学教授
つじ た く や 辻 琢 也	地方自治	政策研究大学院大学教授
み うら ふみ お 三 浦 文 夫	福 祉	武蔵野大学名誉教授
むら た けいのすけ 村 田 慶之輔	文化・芸術	美術評論家、川崎市岡本太郎美術館館長
やな がわ さん ご 柳 川 三 五	経済・経営	川崎信用金庫相談役

*役職等については、就任時とします。

(3) 検討経過

第1回 平成15年10月31日

- 議題 (1) 新たな総合計画の基本方針について
(2) 新たな総合計画策定の進め方について
(3) 川崎市の現状と課題について

第2回 平成15年12月5日

- 議題 (1) タウンミーティング開催結果について
(2) 新たな総合計画の基本的考え方について
(3) 今後のスケジュールについて

第3回 平成16年1月28日

- 議題 (1) 川崎市の将来人口推計等について
(2) 産業・経済のあり方について

第4回 平成16年1月30日

- 議題 (1) 市民サービスと今後の地域社会のあり方について

第5回 平成16年3月24日

- 議題 (1) 都市構造と総合交通体系について

第6回 平成16年3月29日

- 議題 (1) これまでの議論のまとめについて

第7回 平成16年4月11日(策定検討委員会・市民会議合同会議)

- 議題 (1) 策定検討委員会及び市民会議のこれまでの活動内容の報告について
(2) 総合計画策定作業中間報告に向けて

第8回 平成16年4月27日

- 議題 (1) 総合計画策定作業中間報告について
(2) 今後の委員会運営について

第9回 平成16年5月26日

- 議題 (1) 環境を守り自然と調和したまちづくりについて
(2) 安全で快適に暮らすまちづくりについて

第10回 平成16年6月15日

- 議題 (1) 活力にあふれ躍動するまちづくりについて
(2) 地域の魅力が輝く自治と風格のまちづくりについて

第11回 平成16年6月29日

- 議題 (1) 幸せな暮らしを共に支えるまちづくりについて
(2) 人を育て心を育むまちづくりについて

第12回 平成16年7月6日

- 議題 (1) 地域の魅力が輝く自治と風格のまちづくりについて
(2) 基本構想素案に向けて

第13回 平成16年7月14日（策定検討委員会・市民会議合同会議）

- 議題 (1) 策定検討委員会及び市民会議のこれまでの活動内容の報告について
(2) 基本構想素案の策定に向けて

第14回 平成16年11月18日

- 議題 (1) タウンミーティングの開催結果と素案に対する市民意見等について
(2) 基本構想素案の実現に向けた政策体系と主な取組について

川崎市総合計画市民会議

(1) 設置要綱

(目的及び設置)

第1条 これからの川崎の目指すべき方向やそのための取組内容を明らかにする新たな計画を策定するため、川崎市総合計画市民会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

(1) 新たな総合計画の策定に係る意見具申及び助言に関すること。

(2) その他必要な事項

(組織)

第3条 会議は、市民のうちから20人以内をもって組織し、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から平成17年3月31日までとする。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて、委員の過半数の出席をもって開催する。

(関係者の出席)

第6条 会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、総合企画局において処理する。

(設置期間)

第8条 会議は、新たな総合計画の策定終了時までとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、会議に諮って定める。

(その他)

第10条 会議は、新総合計画策定委員会からの求めに応じ、会議委員を総合計画策定検討委員会へ出席させることができる。

附 則

この要綱は、平成15年9月10日から施行する。

(2) 検討経過

- 第1回 平成15年11月1日
議題 (1) 新たな総合計画の基本方針について
(2) 新たな総合計画策定の進め方について
(3) 川崎市の現状と課題について
- 第2回 平成15年11月29日
議題 (1) 運営方針及び議事内容について
(2) 総合計画策定検討委員会への出席方法について
(3) 座長の選出について
(4) 市民会議電子会議室について
- 第3回 平成15年12月13日
議題 (1) 3月までに到達する目標の設定について
(2) 川崎の将来像に関するイメージ共有について
(3) 電子会議室について
- 第4回 平成16年1月17日
議題 (1) 自立・福祉について
- 第5回 平成16年1月31日
議題 (1) まちづくりについて
- 第6回 平成16年2月28日
議題 (1) 自治について
- 第7回 平成16年3月13日
議題 (1) 全体まとめについて
- 第8回 平成16年4月11日(策定検討委員会・市民会議合同会議)
議題 (1) 策定検討委員会及び市民会議のこれまでの活動内容の報告について
(2) 総合計画策定作業中間報告に向けて
- 第9回 平成16年4月24日
議題 (1) 総合計画策定作業中間報告について
(2) 市民会議の進め方について
- 第10回 平成16年5月15日
議題 (1) 総合計画の目標について
(2) 総合計画のサブタイトルについて

第11回 平成16年6月1日

- 議題 (1) 安全で快適に暮らすまちづくりについて
(2) 幸せな暮らしを共に支えるまちづくりについて
(3) 人を育て心を育むまちづくりについて
(4) 自治について

第12回 平成16年6月19日

- 議題 (1) 環境を守り自然と調和したまちづくりについて
(2) 活力にあふれ躍動するまちづくりについて
(3) 地域の魅力が輝く自治と風格のまちづくりについて

第13回 平成16年7月3日

- 議題 (1) 第10~12回市民会議のふりかえりについて
(2) 総合計画基本構想の策定にあたって考慮すべき視点について
(3) かわさきらしさについて

第14回 平成16年7月14日(策定検討委員会・市民会議合同会議)

- 議題 (1) 策定検討委員会及び市民会議のこれまでの活動内容の報告について
(2) 基本構想素案の策定に向けて

第15回 平成16年9月22日

- 議題 (1) 基本構想素案について
(2) 自治基本条例素案について
(3) 区行政改革について
(4) 本市の財政状況について
(5) 今後の進め方について

第16回 平成16年10月28日

- 議題 (1) 自転車との共生の取組について
(2) 緑の保全、創出、育成について
(3) コミュニティビジネスの振興について

第17回 平成16年11月6日

- 議題 (1) 地域福祉を支える担い手づくりについて
(2) 総合的子育て支援について
(3) 学校の教育力向上などの教育改革について

第18回 平成16年11月12日

- 議題 (1) 各区の個性を活かした魅力あるまちづくりについて
(2) 地域を支える市民活動の推進について
(3) 区を中心とした地域課題解決のしくみと区行政改革について

■「タウンミーティング」の実施状況

○ 平成15年度

社会経済状況等を踏まえ、新たな総合計画策定の必要性、新たな総合計画によって目指す「川崎再生」の姿などについての説明及び今後の計画策定に向けた意見集約を実施

日 時	会 場	参加者数	アンケート提出件数
11月6日 (木)	麻生区 新百合丘トウェンティワン	121人	68件
11月7日 (金)	東京都 アイビーホール青学会館	77人	43件
11月20日 (木)	幸区 産業振興会館	236人	131件
11月22日 (土)	中原区 エポックなかはら	107人	70件
合 計		541人	312件

○ 平成16年度

7月に公表した「総合計画基本構想素案」の内容説明及び計画の制定に向けた意見集約、意見交換を実施

日 時	会 場	参加者数	意見提出数	うち発言者数
9月25日 (土)	高津区 すくらぶ21 (男女共同参画センター)	328人	19件	11人
10月4日 (月)	麻生区 新百合丘トウェンティワン	310人	54件	14人
10月6日 (水)	宮前区 宮前市民館	326人	79件	11人
10月7日 (木)	中原区 エポックなかはら	323人	35件	12人
10月8日 (金)	幸区 産業振興会館	294人	39件	11人
10月12日 (火)	多摩区 多摩市民館	297人	57件	11人
10月14日 (木)	川崎区 労働会館	432人	42件	10人
合 計		2,310人	325件	80人

■市民説明会の実施状況

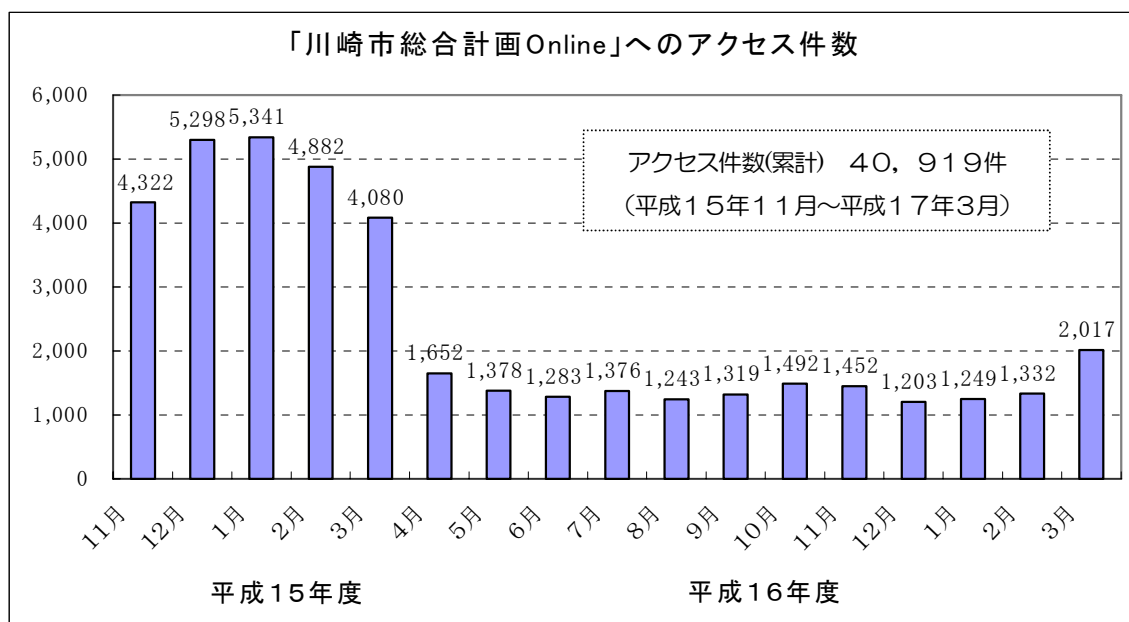
新総合計画の策定作業中間報告として、市民説明会を次のとおり実施

実 施 期 間	開 催 数	参 加 者 数
平成16年5月7日(金)～7月5日(月)	23回	618人

■インターネットによる市民参加

市のホームページ上に「川崎市総合計画 Online」を開設し、以下について実施

- 総合計画の策定過程（策定検討委員会・市民会議・タウンミーティング）の情報公開
- 「電子市民会議室」の開設による意見交換
- アンケートによる意見集約



電子会議室発言数（平成16年10月時点）

市民サービスや市民活動に関すること	20
身近な環境に関すること	25
みんなの掲示板	99
川崎のここが好き	6
安全で快適に暮らすまちづくりについて	0
幸せな暮らしを共に支えるまちづくりについて	0
人を育て心を育むまちづくりについて	1
環境を守り自然と調和したまちづくりについて	0
活力にあふれ躍動するまちづくりについて	0
個性と魅力が輝くまちづくりについて	0
参加と協働による市民自治のまちづくりについて	0

アンケート回答数（平成16年10月時点）

タウンミーティングアンケート（1）	96
タウンミーティングアンケート（2）	36
タウンミーティングアンケート（3）	41
かわさきと言えば「〇〇」	375

第2期実行計画の策定過程

- 個別事業を推進する中で、策定、執行、評価過程において市民参加を実施しており、そうした取組を踏まえて、総合計画策定推進本部が中心となり庁内調整を実施しました。
- 「出前説明会」や「タウンミーティング」をはじめとした市民説明会を開催し、市民への説明や意見交換等を行いました。
- また、「パブリックコメント手続」として、ホームページや市政だよりを活用して、検討経過等についての情報提供を行いながら、市民からの意見の集約を行いました。
- 経過及びその過程における市民参加の取組については、次のとおりです。

	主 な 経 過	市 民 参 加 の 取 組			
2006 (平成18) 年度	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 新総合計画の事業推進 (通年) 主要課題調整 </div>	個別施策・事業において 公募市民を含む審議会等の開催 市民意見募集 等の実施 参加・協働による事業実施			
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 総合計画策定推進本部開催 (庁内策定体制) (2月) </div>				
2007 (平成19) 年度	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 「第2期実行計画策定に向けた基本方針」策定・公表 (4月) </div>				
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 「第2期実行計画素案策定資料」公表 (8月) </div>				
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 「第2期実行計画素案」公表 (9月) </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 市政だより(特別号)発行 (9月) </div>	「出前説明会」実施 (51回開催) (9~11月)	市民意見常時受付	
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> タウンミーティング開催 (各区ごと7回開催) (10月) </div>			
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 「第2期実行計画策定資料」公表 (2月) </div>				
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 「川崎再生フロンティアプラン第2期実行計画」策定 (3月) </div>				
			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 「パブリックコメント手続」の実施 (10~11月) </div>		

■「タウンミーティング」の実施状況

タウンミーティングでは、「第2期実行計画素案」とともに「新・行財政改革プラン素案」についても説明、意見交換等を実施

日 時	会 場	参加者数	意 見 数				計 (件)	方言 言者数 (人)
			実行 計画 (件)	行革 プラン (件)	市政 全般 (件)	その他 (件)		
2007(平成19)年 10月 2日(火) 18:30~	多摩区 多摩市民館 ・ホール	310人	44	5	1	1	51	12
10月 5日(金) 13:30~	高津区 高津市民館 ・大会議室	326人	37	5	5	4	51	9
10月 6日(土) 13:30~	中原区 総合福祉セ ンター(エポ ックなかは ら)・ホール	262人	48	4	5	3	60	9
10月22日(月) 18:30~	幸 区 産業振興会 館・ホール	385人	28	6	1	2	37	11
10月24日(水) 18:30~	川崎区 サンピアン かわさき (労働会館) ・ホール	620人	55	5	2	3	65	9
10月29日(月) 18:30~	麻生区 麻生市民館 ・ホール	433人	70	8	5	4	87	9
10月31日(水) 18:30~	宮前区 宮前市民館 ・ホール	427人	50	9	7	3	69	11
合 計		2,763 人	332	42	26	20	420	70

■「パブリックコメント手続」の実施状況

意見提出方法	意見提出者数	意 見 数
メ ー ル	16人	24件
ファックス	29人	92件
郵 便	9人	15件
持 参	22人	41件
合 計	76人	172件

※新行財政改革プランに対するご意見(14人、19件)を含みます。

■「出前説明会」の実施状況

実 施 期 間	開 催 数	参加者数
9月4日(火)~11月16日(金)	51回	1,780人

実行計画の評価過程

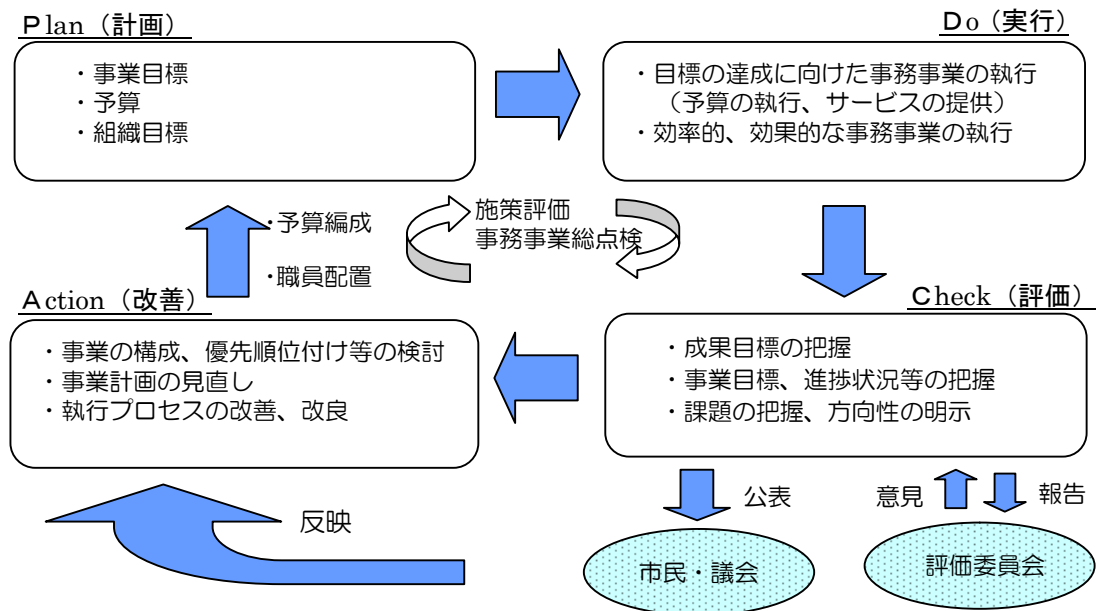
(1) 進行管理と評価

新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」は、計画の実行性を確保した地域経営プランとして策定したことから、計画に位置付けられた施策・事務事業が予定どおり実施されたかどうか、また、これによる成果が達成・実現されたかどうかについて、計画の進行管理を行うとともに、これを評価し、その結果をこれらの取組に反映していくことが重要とな

ります。

本市では、施策や事務事業の評価と連携した「計画（Plan）・実行（Do）・評価（Check）・改善（Action）」のしくみである「川崎再生 ACTION システム（事務事業総点検・施策評価）」により、効果的な施策執行と課題解決を図り、計画の進行管理を行っています。

PDCA（計画－実行－評価－改善）のしくみ（川崎再生 ACTION システム）



(2) 評価結果の公表等

行政が実施した評価結果については、学識経験者及び公募市民により構成される「**政策評価委員会**」において、客観的かつ公正な評価手法等に基づき実施されているかなどについて検証を行うとともに、自治基本条例においては、「評価の結果は、市民にとって分かりやすいものとする」と市民の視点に立った評価

を行うことが規定されていることから、こうした視点にも配慮し、審議を行い、その審議結果とともに毎年公表を行っています。

また、公表した内容については、市民からご意見を伺い、その内容を施策や事務事業の見直しに反映し、評価方法等の改善に努めています。

川崎市政策評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 川崎市の実施する施策等の評価の客観性及び公正性を確保し、あわせて評価制度の改善、改良に資することを目的として、川崎市政策評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 施策等に係る評価が客観的かつ公正な評価手法等に基づいて実施されているかなどについて審議し、意見を述べること。
- (2) 評価の実施状況、評価結果等について報告を受け、評価結果の施策への反映及び成果の把握状況等について意見を述べること。

(組織)

第3条 委員会は、評価手法等について見識を有する学識経験者5名、公募市民3名以内によって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(召集)

第6条 委員会は、必要に応じて市長が召集する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(関係者の出席)

第8条 委員会において、必要があると認めるときは、専門家又は関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総合企画局において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年 5月23日から施行する。

川崎市政策評価委員会 委員名簿

（敬称略）

	氏 名	所 属 等
委 員 長	高千穂 安 長	玉川大学経営学部教授
副委員長	垣 内 恵美子	政策研究大学院大学教授
委 員	内 海 麻 利	駒澤大学法学部准教授
	川 崎 一 泰	東海大学政治経済学部准教授
	水 上 耕一郎	株式会社野村総合研究所 事業戦略コンサルティング二部長
	米 山 道 枝	高津区在住（市民委員）
	淀 川 都	宮前区在住（市民委員）
	亀 山 昭	多摩区在住（市民委員）

『新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」第1期実行計画実施結果』に対する市民意見募集の結果について

新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」第1期実行計画の取組を自己評価した結果や市の評価に対する「政策評価委員会」の審議結果などについて、9月に公表し、広く市民の皆様から意見の募集を行いました。
その結果を取りまとめましたので、報告します。

1 意見募集の概要

(1) 募集期間

平成20年9月2日（火）から10月31日（金）まで

(2) 意見提出方法

電子メール、郵送、FAX、持参

(3) 周知方法

市政だより、チラシ、市ホームページ

(4) 資料閲覧場所等

市ホームページ、情報プラザ、区役所、市民館、図書館、公文書館

2 意見募集の結果

16名の方から21件の意見が寄せられました。

主な意見としては、市の評価の取組に対して、全ての施策で一定の成果が上がっていることに納得したという意見がある一方で、市の評価が甘すぎるのではないかという意見がありました。また、個々の施策や事務事業に関するものとして、福祉や環境・経済などの分野に対する意見がありました。

[結果一覧]

提出者数	意見数					合計
	1 公表方法等に関するもの	2 評価手法等に関するもの	3 政策評価委員会に関するもの	4 施策・事務事業に関するもの	5 その他	
16人	3件	5件	3件	8件	2件	21件

(注) 意見の提出は、すべて電子メールによるものであった。

1 公表方法等に関するもの（3件）

意見等の要旨	意見等に対する市の考え方
<p>①施策評価の結果の中で、第2期実行計画へ反映状況が簡潔にまとめられていて、分かりやすかった。</p>	<p>①今後の評価結果の公表についても、市民に分かりやすい説明となるよう工夫していきます。</p>
<p>②キーワードを入れると、検索できるようなシステムにしてもらえるいいと思います。</p>	<p>②キーワード検索機能については、分かりやすさという観点からホームページを改良する際の課題とします。</p>
<p>③施策や事業について、順調に進んでいるものや目標を上回っているものも紹介して欲しい。</p>	<p>③課題の解決に向かって順調に進んでいると評価した施策としては、例えば、救命救急センターが市内1か所から3か所となり、重篤な患者の受入体制の充実などが図られた「救急医療体制づくりの推進」や第2・4土曜日に区役所窓口の開庁を試行実施するなど利便性の向上に取り組んだ「利便性の高い快適な窓口サービスの提供」などがあります。</p> <p>また、目標を上回った事業としては、ハーフマラソン大会や駅伝大会などに多数の市民の参加を得ることができた「多摩川を活用したスポーツ大会開催事業」や当初の目標よりも1年早くシステムの全面稼働ができた「戸籍電算化事業」などがあります。</p>

2 評価手法等に関するもの（5件）

意見等の要旨	意見等に対する市の考え方
①全事業の 94%が目標を達成 できたという結果に疑問を感じる。	①市の総合計画は、 予算（計画事業費）との整合を図った実行性の高い計画として策定 しており、 行財政改革の取組との連携や施策を推進する執行体制面の調整 を図っているほか、社会環境の変化等に応じて、 随時、計画の見直し も行っていきます。こうしたことから、 9割を超える事業で目標を達成することができた と考えています。
② 全ての施策で一定の成果があがっている ということに納得した。	② 第2期実行計画 においては、 第1実行計画 における取組の 成果を継承・発展 させるとともに、 課題の残された施策 について計画に 的確に位置付けて、課題解決に向けた取組を推進 しています。
③ 評価の区分が分かりにくい 。	③本市では、課題の解決状況に着目して、 A、B、Cの3つの評価区分 で評価を実施していますが、 より分かりやすい評価区分について検討 したいと考えます。
④定量的な数値目標による評価が可能なものについては、 最終到達目標や達成年度を具体的に定めるべき である。	④ 指標 については、 その妥当性を再度確認 するとともに、 できるだけ到達目標や達成年度などを具体的に設定 していきたいと考えます。
⑤ ④と同様意見1件	

3 政策評価委員会に関するもの（3件）

意見等の要旨	意見等に対する市の考え方
<p>①成果指標の重要性についての委員会の提言に異論があります。数値目標の達成を優先するあまり、数値には表せないものが失われられないようにして欲しい。</p>	<p>①行政の取組は、定量化して説明できるものについては、指標等を用いて分かりやすく説明すべきであり、また、定性的にしか説明できないものについても、できる限り、客観的な事実を交えながら説明を行うべきであると考えます。</p>
<p>②評価委員会の意見は、少し厳しいように思う。市には事業の内容を積極的かつ詳細に開示していこうという姿勢があり、このことをもっと評価してよいと思う。</p>	<p>②政策評価委員会からは、評価制度の目的・意義について、庁内・職員間への周知徹底を図っていく必要があるとの提言がありました。こうした提言をしっかりと受け止め、今後の評価の取組の改善・改良を図っていきます。</p>
<p>③市民委員はどういう基準で公募しているのか。市の施策の検証が十分にできるのか疑問だ。</p>	<p>③市民委員は、市政に対する熱意、見識に加えて、町内会・市民団体などの地域活動状況や市政に係わったこれまでの経歴などを踏まえて、選考を行っています。 また、市民委員から提案される市民の目線に立った意見を取り入れながら、市の評価制度の改善・改良に取り組んでいくことが重要であると考えています。</p>

4 施策・事務事業に関するもの（8件）

意見等の要旨	意見等に対する市の考え方
<p>①視覚障害や聴覚障害に関する理解を啓発する事業について積極的に取り組んでいただきたいと思います。</p>	<p>①視覚障害や聴覚障害の理解を啓発する事業については、市政だよりや制度の案内（リーフレット）等において障害の理解を醸成する内容（障害者マークの普及等）を掲載するとともに、障害者週間に普及啓発イベントなどを実施し、市民への普及啓発を図っています。 今後とも、視覚障害や聴覚障害、精神障害への理解を促進するための事業の充実に取り組んでいきます。</p>
<p>②川崎市では、環境の取組や国際的な施策に積極的に取り組んでおり、評価できるが、その成果が市民生活にどう活かされているのか分かりにくい。</p>	<p>②環境、経済、国際分野の取組など、市民生活との関連性が分かりにくい施策については、市民生活にどうつながるのか、市内経済にとってどのようにプラスとなるのかなど、より分かりやすい説明となるよう工夫していきます。</p>
<p>③情報化の項目に対する評価が全てAというのは甘すぎると思います。根拠としてパブリックコメントは視覚障害者が音声対応のパソコンで投稿ができません。</p>	<p>③パブリックコメントの意見提出を行う際のしくみについては、今秋に更新を行い、視覚障害者が利用する主なソフトに対応しました。</p>
<p>④登戸の区画整理は、費用対効果の観点から規模を縮小すべきである。</p>	<p>④登戸土地区画整理事業については、事業の実施により、公共施設（道路・公園・下水道等）や住宅などが整備され、地域の活性化、生活環境の向上、都市防災の向上など、多様な効果が期待できることから、早期の事業効果の発現に努めたいと考えています。</p>
<p>⑤現在あるエレベーター付歩道橋の活用について積極的に広報すべきと考えます。</p>	<p>⑤市内のエレベーター付歩道橋については、市のホームページの「ガイドマップかわさき」に掲載するなど広報を行っていきます。</p>

意見等の要旨	意見等に対する市の考え方
<p>⑥「シニア世代が地域社会で能力を発揮するための支援」について、3か年の計画期間中の評価結果が「A」ですが、実施ありきの成果の連記であり、評価が甘いと思います。</p> <p>⑦バリアフリーに関する情報について、川崎駅や武蔵溝ノ口駅は乗り換えに複数のエレベーターが必要なことなどからバリアフリーマップが必要と思います。</p> <p>⑧ ⑦と同様意見1件</p>	<p>⑥例えば、シニア世代を対象としたシニア講座では、受講したシニアの方が地域社会でのボランティア活動へ参加したり、シニア世代の仲間づくりを行うことができたといった成果をあげています。</p> <p>今後も、一人でも多くのシニア世代が、それぞれの力を発揮できるようなくみづくりに積極的に取り組んでいきます。</p> <p>⑦川崎駅などの拠点の中核となる鉄道駅周辺では、再開発やリニューアル等が予定されており、「バリアフリーマップ」の作成について、これらのまちづくりの進展にあわせて、検討したいと考えます。</p>

5 その他（2件）

意見等の要旨	意見等に対する市の考え方
<p>①優先順位を付けて重点的な施策展開を行って欲しい。</p> <p>②評価・検証して、その結果を公表し、さらに市民意見を募集し、事業の見直し等に反映させるという仕組みは素晴らしいと思います。</p>	<p>①市では、重点的、戦略的に取り組むべき施策を9つの重点戦略プランに取りまとめて計画を推進しています。今後についても、社会環境の変化等を的確に捉え、メリハリのある施策展開を図っていきます。</p> <p>②市民意見を取り入れながら、施策・事務事業の改善・見直しにつなげていくことで、市政運営の基本目標である「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」の実現をめざします。</p>